

令和 8 年度第 1 回国民健康保険運営協議会 会議録

1. 日 時 令和 8 年 5 月 28 日（木） 13 時 30 分 ～ 14 時 00 分

2. 場 所 本庁舎 4 階 会議室 4-3、4-4

3. 次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 部長あいさつ

4 諮問（大矢部長から会長へ諮問書を手交）

5 会議録署名者の指名（→永井委員、高木委員を指名）

6 協議事項

議題 1 令和 8 年度国民健康保険料の保険料率（案）について

7 その他

4. 出席委員

被保険者代表	保険医・保険薬剤師代表	公益代表	被用者保険等代表
伊藤 貴美子 高木 玲子 篠田 好充	永井 弘文 白木 慶憲	橋本 康代 平野 華織	山西 ゆかり

5. 欠席委員

可兒 正則
酒井 聡
山田 英樹
井奈波 智之
田上 博幸

6. 事務局職員

市民生活部長	大 矢 貢
医療保険課長	尾 関 裕 孝
係 長	木 野 村 進
係 長	奈良原 光隆
主 事	永 井 里 帆
専門事務職員	磯 谷 伊 久 雄

7. 議 事 録

○事務局

それでは、定刻となりましたので、ただ今より、令和 8 年度第 1 回各務原市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

本日は、大変お忙しいところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の出席状況でございますが、現在お見えになられていない委員が 5 名いらっしゃいます。うち、酒井委員、山田委員、可兒委員の 3 名につきましては欠席とのご報告をいただいております。現在、13 名中、8 名の御出席をいただいておりますので、各務原市国民健康保険条例施行規則第 3 条第 4 項の規定にあります必要人数の、「委員の過半数」に達しておりますので、本協議会は成立していることをご報告申し上げます。

それでは、協議会の開催に先立ちまして、橋本会長よりご挨拶をいただきます。

○会長

(橋本会長よりあいさつ)

○事務局

橋本会長ありがとうございました。

続きまして、4 月より新しく市民生活部長となりました、大矢部長がご挨拶申し上げます。

○部長

(大矢部長よりあいさつ)

○事務局

議題に入る前に、事務局側に異動がございましたので、紹介させていただきます。

(事務局あいさつ)

○事務局

それでは、本日の議題に入らせていただきます。

議事を進めるにあたり、議会は各務原市国民健康保険条例施行規則第 3 条第 3 項の規定により、会長にお願いすることになっております。

橋本会長、よろしくお願いいたします。

○会長

皆様のご協力により、議事がスムーズに進行いたしますようお願い申し上げます。

それでは、次第に従い、順次進めさせていただきます。

次第 4「諮問」に入ります。事務局の説明をお願いします。

○事務局

それでは、ただいまから大矢部長より、橋本会長に諮問書を手交させていただきます。

恐れ入りますが、お二人はご起立願います。

(大矢部長が橋本会長のもとに行く)

諮問内容は、「令和 8 年度国民健康保険料の保険料率(案)について」でございます。

部長、よろしくお願いいたします。

(大矢部長より橋本会長へ諮問書を手交。各委員に対して諮問書写しを配布)

○事務局

本日はただいまの諮問につきまして、ご審議いただきますのでよろしくお願いいたします。

○会長

それでは、次第 5「会議録署名者の指名」に入ります。

本日の会議録の署名者を、私から指名させていただいてよろしいですか。

(「異議なし」の声)

保険医代表の永井 弘文委員と被保険者代表の高木 玲子委員のお二人にお願いいたします。

それでは、次第 6「協議事項」に入ります。

議題 1「令和 8 年度国民健康保険料の保険料率(案)」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは議題 1「令和 8 年度 国民健康保険料の保険料率（案）について」 ご説明いたします。本日の説明のポイントは大きく分けて 3 点ございます。

一つ目は「令和 8 年度の引き上げ幅」、二つ目は「県の標準保険料率との比較（各務原市の独自抑制）」、三つ目は「令和 10 年度に向けた今後の見通し」このことについて順を追ってご説明いたします。

まず、はじめに全体の改定規模について説明いたします。2 ページをご覧ください。令和 8 年度の一人当たりの保険料は、前年度と比べて平均で 6,283 円、率にして約 5.3%の引き上げとなる見込みです。

「各務原市の令和 8 年度保険料率（案）」の表をご覧ください。今回の改定における「保険料率の合計」は次の通りです。所得割（収入に応じる分）： 12.33%（前年比 +0.06 ポイント）、被保険者均等割（人数に応じる分）： 56,100 円（前年比 +2,100 円）、世帯別平等割（一世帯ごとにかかる分）： 34,500 円（前年比 +1,700 円）と算出しております。

なお、今年度から「子ども・子育て支援金分」を新たにお願いすることとなりますが、均等割の 1,000 円については「18 歳以上」が対象となり、高校生世代以下のお子様にはかかりません。「子ども・子育て支援制度」につきましては、次ページ「子ども・子育て支援金制度について」で説明させていただきます。

次に、資料の中ほど「岐阜県が示した標準保険料との比較」をご覧ください。

「標準保険料率」とは、県が国民健康保険法に基づき、安定的な運用のために「本来これくらい徴収すべき」と算定した基準値のことです。これと比較しますと、各務原市の令和 8 年度（案）は、県の基準よりも低い水準（負担を抑えた金額）に設定しています。

具体的には、所得割で 1.08 ポイント、均等割で 4,431 円、平等割で 4,128 円と、それぞれ県示す標準保険料率より低く抑えており、結果として、一人当たり年間「9,450 円」の負担抑制を図っています。前年度比では引き上げとなるものの、急激な負担増にならない

いよう、市として一定の抑制措置を講じた設計としております。

最後に、今後の方針についてです。国民健康保険を今後も健全かつ安定的に運営していくため、本市といたしましては、段階的に岐阜県が示す「標準保険料率」へと近づけていく計画です。具体的には、「令和 10 年度」を目安に、県の標準保険料での運営（完全移行）を行っていく予定で進めております。被保険者の皆様への周知や、今後の段階的な移行プロセスについては、引き続き慎重に検討を重ねてまいります。

なお、令和 8 年度の保険料試算につきましては、「子ども・子育て支援金分」の有無で令和 7 年度との比較したものと、標準保険料率と保険料率（案）との比較したものを、資料 4 ページおよび 5 ページに掲載しておりますので、後ほどご確認いただけますと幸いです。

続きまして、令和 8 年度から国民健康保険料に加わります、「子ども・子育て支援金分」について制度の概要を、Q & A 資料に沿ってご説明いたします。3 ページをご覧ください。

この制度は、一言で申し上げますと「こどもや子育て世帯を、全世代・社会全体で支えるための仕組み」です。本日は資料から、支援金制度のポイントとなる「制度の目的」「全世代負担の理由」「具体的な還元内容」の 3 点に絞って説明させていただきます。

はじめに、制度導入の背景についてご説明します。左側の 2 つ目の問い、「どうして支援金制度が必要なの？」という点についてです。

近年、急速に進行する少子化・人口減少に対応するため、国は総額 3.6 兆円規模の「加速化プラン」を策定し、これまでにない規模でこども・子育て支援の拡充を進めています。今回の「支援金制度」は、その施策を安定して進めるための財源の一部として創設されたものです。

これに伴い、年齢やこどもの有無に関わらず、独身の方や高齢者の方も含めた「全ての世代」が、それぞれの公的医療保険を通じて負担金（支援金）を拠出することとなりました。

次に右側 2 つ目の問い、「なぜ、こどものいない世帯や高齢者も負担するのか」という点ですが、今のこどもたちは、将来の社会保障制度（医療・年金など）の重要な担い手となります。こどもの健やかな成長を支えることは、めぐり巡って全ての世代の将来の安心につながる、という「全世代型社会保障」の観点から、社会全体で支え合う仕組みとなっています。

なお、負担額は収入に応じて異なりますが、低所得の方に対しては、通常の医療保険料と同様に保険料の軽減措置が設けられています。

では、この支援金によって具体的にどのような子育て施策が拡充されるのか、資料の下段「拡充される給付の例」から主なものをご紹介します。すでに始まっているものも含め、段階的に以下のような手厚い支援が実施されています。

一つ目の、児童手当の拡充については、所得制限が撤廃され、支給期間が高校生年代まで延長されました。また、第 3 子以降は月 3 万円へと大幅に増額されています。

次に、妊婦のための支援給付については、相談支援とあわせて、妊娠届出時に 5 万円、妊娠後期以降に「こどもの数×5 万円」が支給されます。こちらは令和 7 年度より実施されています。

次に、こども誰でも通園制度につきましては、就労要件に関わらず、保育所等に通っていないお子様でも時間単位で柔軟に利用できる制度で、令和 8 年度から全国で本格実施となります。

このように、令和 8 年度から新たに導入される「子ども・子育て支援金制度」は、ご負担をお願いする一方で、社会全体の子育て負担を軽減し、次世代を育成するための極めて重要な財源となります。

本市におきましても、市民の皆様へ丁寧な周知に努めてまいりたいと考えております。

以上で、「令和 8 年度 国民健康保険料の保険料率（案）について」と「子ども・子育て支援金制度について」の説明を終わります。

○会長

説明ありがとうございました。

ただ今の議題1について、何か質問やご意見はございますか。

○平野委員

教えてほしいのですが、均等割と平等割の違いは、どのように理解したらいいでしょうか。

○事務局

はい、均等割につきましては、被保険者全ての方に、かかるというものになります。

ですから、均等割りは0歳から74歳までの被保険者全ての方にかかりまして、平等割というものは世帯ごとにかかるものです。例えば、1世帯お父さん・お母さん・お子さん2人の4人で考えますと、その1世帯に平等割がかかり、4名いますので均等割につきましては、掛ける4という形になります。それぞれの世帯としてかかるものと、被保険者1人1人にかかるものの違いとなっております。

○会長

その他、何か質問やご意見はございますか。

○山西委員

協会けんぽの被用者保険でいいますと、今年度の福祉は9.8%という保険料率になっておりまして、協会けんぽ全体としても10.0%から、実は手取り所得を減らすというような国の施策もありまして、保険料率を少し下げたという経緯がございます。

国民健康保険の方は、厳しいというのは重々承知している中で、保険料率を上げざるを得ない状況にあると思いますが、市民の皆様からのご要望や、厳しいというようなご意見などはありますか。

○事務局

はい、まず今日も説明させていただいた、本来必要となる保険料は、資料2ページのイメージ図にある、岐阜県が示しております標準保険料率になります。本来はこれだけ保険

料率が必要になりますが、今は余剰金を活用して圧縮しておりますとアナウンスさせていただきます。

また、一気に上げるのではなく、段階的に上げさせていただくソフトランディングをしていく手法で、令和４年度ごろから毎年のように上げさせていただいておりまして、急激な増額という形をとっていないため、今のところ大きな反響はなく、賦課させていただいている保険料を納めるという形で、今のところなぜこんな高いのかという問い合わせは、それほど数は出ておりません。

○山西委員

引き続き、きちんと説明することで運営をしていかないといけない部分はある、大変だと思いますね。

○事務局

はい、ありがとうございます。

○会長

その他、何か質問やご意見はございますか。

無いようですので、先ほど諮問を受けました議題１「令和８年度国民健康保険料の保険料率(案)について」は、承認ということで、よろしいでしょうか。

(賛成)

ありがとうございました。

次に、次第７「その他」ですが、折角の機会ですので、委員の皆様から何かございせんか。

○白木委員

「子ども・子育て支援金」という制度が、私はよく分かりませんが、テレビのニュースを見ておりますと、学校の給食でしか食べ物が得られない、こどもを助けるために、地元で何人かを集めて夕食を振る舞う、子供食堂というものがありますが、ここからお金が出ているのでしょうか。

○事務局

今回拡充される給付の中には、含まれておりません。

その運営がこういった形か詳細を存じ上げないので、ここではお答えできないですけども、健康福祉部の方でそのような制度があります。

○白木委員

はい、分かりました。

○会長

その他、何か質問はございますか。

(質問なし)

本日の議事は全て終了いたしました。事務局にお返しいたします。

○事務局

橋本会長ありがとうございました。

事務局の方からお願いがございまして、複数の委員の方から、この協議会の開催時間を少し早めることができないかというお問い合わせがございました。

今日、この議会で開始時間を早めることに賛成いただければ、15分程度を早めるということにしたいと思うのですがどうでしょうか？

(賛成)

そうしましたら、次回の開催から13時15分から議会を開催させていただきます。

また、ご案内の方にも時間に変更になることをお示しして、ご案内をさせていただきますので、次回以降は13時30分ではなく、13時15分からの開催ということで、よろしくお願いいたします。

また次回の運営協議会につきましては、8月下旬頃を予定しております。決まりましたら1ヶ月前ほど前に、ご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして本日の協議会を閉会いたします。

本日は誠にありがとうございました。